

第Ⅰ部. 著作権の基本的知識

指導員が教材を作成するとき、原則として創作、つまり自分の考えで文章や図・表を表現することが必要である。殆どの著作物には著作権が発生しており、著作権は、著作者が享有している。

したがって、やむを得ず他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者（通常は、著作物を創作した著作者）から利用の許諾を得ることが必要になる。

もし他人の著作物を無断で複製あるいは転載などの方法により利用し教材を作成すれば、著作権侵害になる。

そこで第Ⅰ部では、他人の著作物を利用して教材を作成する場合、著作権を侵害しないための著作権の基本的知識について述べることにする。

1. 創作と著作物に関する意義と具体例

著作権法（以下「法」という）第2条第1項第1号で著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義されている。

著作物は、思想又は感情を創作的に表現したものと法で規定しているが、抽象的で分かりにくいと思われる所以、創作と著作物の意義などを具体的に述べることとする。

（1）創作

著作者が著作物を創作するにあたって、先人の文化遺産を活用していることは否定できない。

したがって、純粋な創作はないと考えるのが妥当である。

思想は同じであっても、表現方法や形式に相違があれば、それは別の異なった著作物であると考えられる。

著作権のある著作物は、著作者の独創的な思考方法の表現そのものであり、これをそっくりそのまま複写すれば著作権侵害になる。

著作権は、思想・感情そのものを保護するのではなく、その思想・感情の表現方法を保護するものである。

したがって、思想、原則および手法には著作権は認められないと考えられる。

■創作の具体例

創作とは、思想・感情を独創的に表現すること。つまり、その人独自の新しい考え方で思想・感情の表現を作り出すことを意味する。例えば、小学校の先生が美術の授業でお皿の上に置いてあるリンゴを生徒達に写生させる。生徒達が写生したリンゴは類似しているかもしれないが、全く同じリンゴではない。つまり、各々の生徒が自分の考え方と感情でリンゴを表現しているからである。それが創作である。

（2）著作物

著作物とは、法第2条第1項第1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている。

著作物は、思想又は感情を表現したものであるから、表現の基礎となるアイディアは、著作物ではない。また、創造的な表現と考えられない単語、短文（但し、俳句、短歌等は除く。）は、著作物ではないと考えてよいと思われる。

例えば、「お米の美味しい炊き方」を記述した表現は、著作物として保護されるが、「お米の美味しい炊き方」自体は著作物ではない。

したがって、同じ方法を全く別の表現で書き直せば著作権の侵害にはならない。

また、その方法のとおりにお米を炊くことも著作権の侵害にはならない。

■著作物の具体例

「例 1」の「お米の美味しい炊き方」の記述を「例 2」のように記述すれば新たな著作物であると考えられる。

「例 1」

「お米の美味しい炊き方」

- ①お米を笊などに入れ冷水で手早く 7 ~ 8 回洗う。
- ②洗ったお米を電気釜に入れる。
- ③電気釜に水を一定量入れて 2 時間程度おく。
- ④電気釜のスイッチを入れる。
- ⑤お米が炊きあがったら電気釜の蓋を開けて良くかき混ぜる。
- ⑥お米をかき混ぜたら 15 分程度蒸らす。

「例 2」

お米を美味しく炊くには、次のような方法ですと美味しく炊くことができる。

まず米を容器に入れ水ですばやく洗い、容器の水が透明になったらお米を炊飯器に入れる。

次にお米と同分量の水（ただし、新米の場合は、水の量を若干少なくする。また水道水を使う場合は、長さ 4 ~ 5 cm 炭を 2 本程度加えると臭みが抜ける。）を加え 1 時間から 1 時間 30 分ほどおいておく。

1 時間から 1 時間 30 分経ったら炊飯器のスイッチを入れる。炊飯器のスイッチが切れた後炊飯器の蓋を開け、お米を素早くかき混ぜ 15 分～20 分くらい蒸らす。

「例 1」と「例 2」を比較してみると、お米を炊く方法は殆ど変わらないが、表現方法が異なる。この文章の中には、新たな著作者の思想・感情が表現された著作物であると考えられる。

しかし、単に「である。」を「です。」とか「1、2、3……」を「①、②、③……」に変えても創作したことにはならないので、留意する必要がある。

2. 引用

引用とは、報道、批評、研究その他の目的のため、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物の中に取り込むことをいう。しかし、法第 32 条「引用」は、次の①～④の全ての要件を具備した利用のケースを引用と規定している。

- ①引用する著作物は、公表された著作物であること。
- ②公正な慣行に合致していること。（例えば、学術の著作物における引用は、自己の理論を支持するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされる通常である。）
- ③正当な範囲内で行われること。（自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、文章の引用は必要最小限度であること。）
- ④出所の明示すること。

したがって、①～④の全ての要件を具備しない利用は、法第 32 条の「引用」には該当しない。要件を具備しない利用の場合は、必ず著作者から利用の許諾を得ることが必要になる。要件を欠いているにもかかわらず、著作権者から許諾を得ないで著作物を利用すれば、著作権侵害になる。

無許諾で利用すれば、引用ではなく盗作（他人の著作物の全部又は一部を自分のものとして無断で使用すること）あるいは盗用（盗んで使用すること）に該当するものと考えられる。

3. 他人の著作物を利用する場合の著作権のクリアの方法

公表されている殆どの著作物には、著作権が発生している。そのような著作物を利用する場合は、著作権の制限規定、例えば、「私的使用のための複製」(注1)、「引用」(注2)、「学校その他の教育機関における複製」(注3)などに該当する利用以外は、著作権者から利用の許諾を得ることが必要である。著作権者から利用の許諾を得るには「著作物使用許諾申込書」(別添「著作物使用許諾申込書」参照のこと。)などにより、利用する著作物を発行している出版社を介して著作権者に申込むのが最もスムーズに行うことができる方法である。他人の著作物を利用する場合は、原則的には著作権者の利用の許諾が必要である。著作権上のトラブルを未然に防ぐためには、書き下ろしすることに心がけなければならない。やむを得ず他人の著作物を利用する場合は、必ず著作権者の許諾を得ることが必要である。

(注1)：私的に使用することを目的とする場合は、著作物を複製することができる。

(注2)：引用とは、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物のなかに取り込むことですが、著作権者から許諾を得ないで利用できるのは、次の①～④のすべての要件を具備している場合のみである。

- ①引用する著作物は、公表された著作物であること。
- ②公正な慣行に合致していること。（公正な慣行に合致しているか否かは、引用の目的、態様に照らして判断されるが、例えば、学術書から引用する場合は、自己の理論を指示するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である）。
- ③引用の目的からみて正当な範囲内で行われること（自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、文章の引用は必要最小限であること）。
- ④出所の明示をすること。（文章を引用する場合は、著者名・題号・出版社名を明示すること。また、引用箇所を「　」で括るとか、アンダーラインを引くとかして、引用箇所を明らかにすること。）

(注3)：職業能力開発施設における複製は、次の①～⑧のすべての要件を具備している場合のみ、他人の著作物を複製して利用できる。

- ①非営利の学校およびその他の教育機関（能力開発施設もその他の教育機関）。
- ②訓練を担当する者（指導員）が著作物を複製する。
- ③著作物の複製はあくまで授業の課程における使用である。
- ④公表された著作物。
- ⑤できるのは複製だけ（パソコン通信などの有線送信行為はできないので留意）。
- ⑥複製は必要と認められる限度。複製の態様はガリ版やコピーに限られる。
- ⑦複製部数は、指導員と担任の訓練生の数が限度である。
- ⑧著作権者（出版権者）の利益を不当に害する場合は、複製できない。

4. 市販図書などの複製利用

教材を作成するとき、市販図書などを参考文献あるいは法第32条の引用として利用する場合のか、教材の作成とは直接関係はないが、市販図書などをコピーして授業の課程で使用できる場合がある。

それは、法第35条（学校その他の教育機関における複製）で規定されており、条文は「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者は、その授業の課程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定している。

したがって、一定の要件を具備すれば、著作者の許諾を得なくても、職業能力開発施設において指導員が、市販図書などの著作物を複製して利用できる。

ただし、複製利用については、非常に厳しい条件の下で利用ができるので、利用については十分留意する必要がある。

(注) 一定の要件を具備するとは、次のa～fの全ての要件を具備することをいう。

法第35条の規定による利用は、あくまで市販図書などの著作物を複製（コピーなど）して利用することに限られる。

しかし、ワークブックやドリルは、本来、学習用として開発・作成されたものであり、訓練生の人数分だけ売れることが予定されているので、これを指導員がコピーして訓練生に配布するとなると、明らかに著作権者の利益を害することになるので、複製（コピー）することは許されないので、留意することが必要である。

[一定の要件]

- a. 複製：授業の課程における使用であること。
- b. 複製の部数：指導員と担任する訓練生の数が限度である。
- c. 複製の範囲：授業に用いる必要な部分のみであること。
- d. 複製の態様：コピーやガリ版に限られること。したがって、コピーしたものをワープロなどで打ち、さらに編集・作成してFD（磁気記憶媒体）へ保存することは、半永久的保存（目的外使用となる）と考えられるので問題がある。
- e. 著作権者（出版権者）の利益を不当に害する場合は、複製できない。
- f. 出所の明示をすること。

教材作成・使用に関する著作権のQ & A

・ Question 1

著作権制度の趣旨はなんですか。

・ Answer 1

著作権制度の趣旨は、著作権法（以下「法」という。）第1条（目的）で明らかにされており、著作者の権利と保護を第一義としながら、国民による文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作権制度の確立によって文化の発展へ寄与することをこの法律の目的としている。

・ Question 2

著作物とはどのようなものですか。

・ Answer 2

著作物とは法第2条で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義している。従って、小学生が描いた風景画とか作文あるいは詩でも立派な著作物である。

著作物は、概ね次のようなものである。

- ・ 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ・ 音楽の著作物
- ・ 舞踊又は無言劇の著作物
- ・ 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- ・ 建築の著作物
- ・ 地図又は学術的な性質を有する図画、図表、模型その他の図形の著作物
- ・ 映画の著作物
- ・ 写真の著作物
- ・ プログラムの著作物
- ・ 二次的著作物（例えば、外国の小説を翻訳したもの、あるいは小説を脚本化したもの）
- ・ 編集著作物（例えば、百科事典、新聞、雑誌のような編集物）
- ・ データベースの著作物

・ Question 3

著作者とはどのような者をいうのですか。

・ Answer 3

著作者は法第2条1項2号で「著作物を創作する者をいう。」と定義づけられている。つまり、著作者とは、自分の考えあるいは自分の気持ちで著作物を創作する者をいう。

また、法第15条で「職務上作成する著作物の著作者」つまり法人著作（注）について規定している。

（注）法人等が著作者になるためには、次の①～④の全ての要件を具備することが必要。

①法人等の発意に基づくものであること。②法人等の業務に従事する者が職務上作成すること。③法人等が自己の名義で公表すること。④作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと。

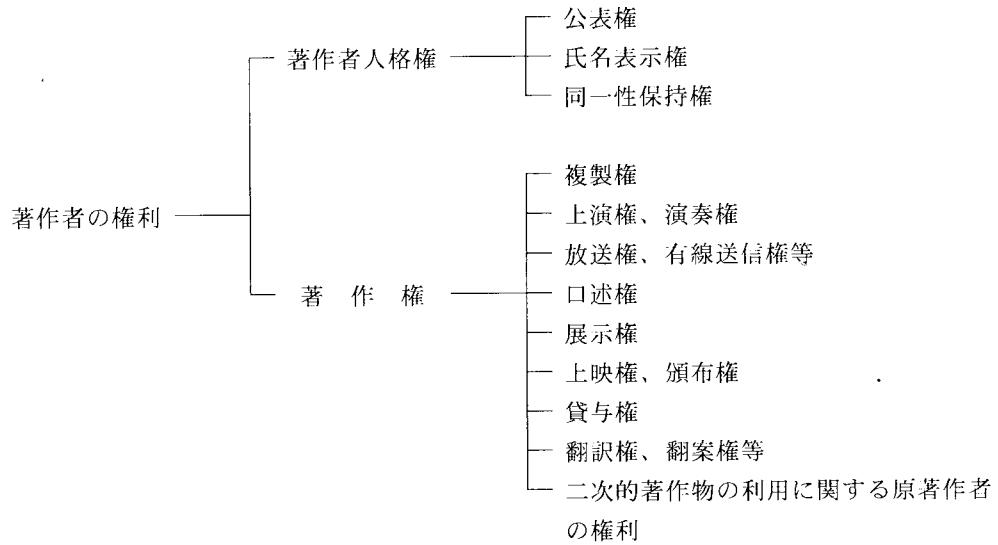
・ Question 4

著作者の権利にはどのような権利があるのですか。

・ Answer 4

著作者は著作者人格権と著作権を享有する。

つまり著作者の権利には、人格的な権利を保護する著作者人格権と財産的な権利を保護する著作権がある。



• Question 5

著作者人格権のうち公表権とはどんな権利ですか。

• Answer 5

自分の著作物を公衆に提供し、又は提示するかしないかを決定する権利。つまり、公表するとなれば、何時、どのような方法で公表するかを決めることができる権利である。

• Question 6

著作者人格権のうち氏名表示権とはどんな権利ですか。

• Answer 6

自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば実名か変名かを決めることができる権利である。

• Question 7

著作者人格権のうち同一性保持権とはどんな権利ですか。

• Answer 7

自分の著作物の内容、又は題名を自分の意に反して勝手に変更、切除その他の改変をさせない権利である。

• Question 8

著作権のうち複製権とはどんな権利ですか。

• Answer 8

著作者は、自分の著作物を複製する権利を専有する。つまり印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法によって著作物の複製物を作るか、他人に作らせることを許諾する権利である。

• Question 9

著作権のうち上演権・演奏権とはどんな権利ですか。

• Answer 9

著作物を公に上演したり他人にさせたり、演奏したり他人にさせたりする権利である。

• Question 10

著作権のうち放送権・有線送信権とはどんな権利ですか。

• Answer 10

著作物を放送したりさせたり、有線送信したりさせたり、またその放送や有線送信を受信装置を使って公に伝達したりさせたりする権利である。

• Question 11

著作権のうち口述権とはどんな権利ですか。

• Answer 11

著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝えたり、伝えさせたりする権利である。

• Question 12

著作権のうち展示権とはどんな権利ですか。

• Answer 12

美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物の原作品を公に展示したりさせたりする権利である。

・ Question 13

著作権のうち上映権・頒布権とはどんな権利ですか。

・ Answer 13

映画の著作物を公に上映したりさせたり、頒布(譲渡・貸与)したりさせたりする権利である。

・ Question 14

著作権のうち貸与権とはどんな権利ですか。

・ Answer 14

映画以外の著作物を公衆に貸与したりさせたりする権利である。

・ Question 15

著作権のうち翻訳権・翻案権等とはどんな権利ですか。

・ Answer 15

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利です。 (原著作物 → 翻訳や翻案) → 二次的著作物を創作することになる。

・ Question 16

著作権のうち二次的著作物の利用に関する原著作者の権利とはどんな権利ですか。

・ Answer 16

二次的著作物の使用について、二次的著作物の著作者だけでなく、原著作者もその二次的著作物の複製権、上演権・演奏権、放送権・有線送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、貸与権、翻訳権、翻案権等の諸権利を持つことである。

・ Question 17

著作者の権利は、他人に譲渡することが出来ますか。

・ Answer 17

著作者の権利には、人格的な権利を保護する著作者人格権と財産的な権利を保護する著作権がある。著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることはできない一身専属権であることが法第59条で規定されている。しかし、財産権としての著作権は、著作権の一部又は全部を譲り受けたり相続したりできる。したがって、著作権者は、著作者ではなく著作権を譲り受けたり、相続を受けた者ということになる。

・ Question 18

著作者に許諾を得ることなく著作物を利用できる場合があると聞いていますが、どのような場合ですか。

・ Answer 18

著作者の権利を制限し、いちいち著作者から許諾を得なくても著作物を利用できることを法第30条から法第47条の2に規定している。ただし、利用できるのは一定の条件の下で利用できることに留意する必要がある。なお、アンダーラインは業務上特に関係のある事項である。

- ・ 私的使用のための複製（法第30条）、・図書館等における複製（法第31条）
- ・ 引用（法第32条）、・教科用図書等への掲載（法第33条）
- ・ 学校教育番組の放送等（法第34条）、・学校その他の教育機関における複製（法第35条）、・試験問題としての複製（法第36条）、・点字による複製等（法第37条）、営利を目的としない上演等（法第38条）、・時事問題に関する論説の転載等（法第39条）、・政治上の演説等の利用（法第40条）、・時事の事件の報道ための利用（法第41条）、・裁判手続き等における複製（法第42条）、・翻訳・翻案等による利用（法第43条）、・放送事業者等に一時的固定（法第44条）、美術の著作物等の原作品の所有者による展示（法第45条）、・公開の美術の著作物等の利用（法第46条）、・美術の著作物等の展示に伴う複製（法第47条）、・プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（法第47条の2）

・ Question 19

著作権の保護される期間は何年ですか。

・ Answer 19

著作権の保護期間は、原則として著作物が創作された時に始まり、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続することになる。著作物の種類ごとに保護期間を整理すると、

- ・実名の著作物の保護期間は著作者が死亡してから50年間
- ・無名・変名の著作物(周知の変名は除く。)の保護期間は著作物の公表後50年間(死後50年経過が明らかであればそのときまで)
- ・団体名義の著作物の保護期間は著作物の公表後50年間
- ・映画の著作物の保護期間は著作物の公表後50年間(創作後50年以内に)
- ・写真の著作物の保護期間は著作者の死後50年間

(注)写真の著作物の保護期間は、著作物の公表後50年間が著作者の死後50年に改正予定

・ Question 20

著作権を得るために何らかの手続きが必要ですか。

・ Answer 20

法第17条2項で「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」と規定している。つまり、著作権は著作物を創作した時点で発生することになるので、著作権を得るための手続きは、一切不要である。

ちなみに、知的所有権のなかの工業所有権（意匠権、商標権、特許権、実用新案権）は、登録出願をして審査の結果、設定の登録が出来てはじめて権利が発生することになる。

・ Question 21

著作権を登録する場合があるそうですが、どのような場合に登録をするのですか。

・ Answer 21

わが国では、著作権の保護について無方式主義（いかなる手続きも不要。）をとっているので、著作権は登録しなくても権利は著作物を創作した時点で発生する。著作権の登録は、第三者に対抗するための要件である。即ち著作権、出版権、著作隣接権の得喪変更および質権設定等については、登録がなければ対抗できないためである。著作権者が著作権を複数の者に譲渡してしまった場合、著作権の譲渡を受けても登録をしていなければ、自分が著作権者であると主張できることになる。

・ Question 22

著作権に関する国際条約にはどのような条約がありますか。

・ Answer 22

著作権に関する国際条約としては、ベルヌ条約、万国著作権条約、レコード保護条約、実演家等保護条約がある。

- ・ベルヌ条約（WIPO：世界知的所有権機関の所管）

1886年にスイスのベルヌで制定。米、ソ、英、仏、独、日本などの120か国（H8.12月現在）が加盟。

- ・万国著作権条約（ユネスコ：国際連合教育科学文化機関の所管）

1952年にスイスのジュネーブで制定。米、ソ、英、仏、独、日本などの95か国（H8.12月現在）が加盟。

- ・レコード保護条約（WIPO：ユネスコの所管）

1971年にスイスのジュネーブで制定。米、英、仏、日本などの54か国（H8.12月現在）が加盟。

- ・実演家等保護条約（WIPO：ユネスコの所管、ILO：国際労働機関の所管）

1961年にローマで制定。英、仏、日本などの52か国（H8.12月現在）が加盟。

(注)レコード保護条約・実演家等保護条約は著作隣接権に関する条約

・ Question 23

引用とはどういうことをいうのですか。

・ Answer 23

法第32条第1項で「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならない」と規定している。

つまり、引用とは報道、批評、研究などの目的のため、他人の著作物の全部又は一部を自分の著作物の中に採録することをいう。

ただし、法第32条の引用に該当するためには、Answer 24の要件を全て満たすことが必要である。したがって、市販図書を数冊活用し、必要な部分だけを抜き出し、更に編集を加えて作成した自作教材は、適法引用による自作教材とはいえない。

著作権者から許諾を得ないで上記のような態様で作成された自作教材は、引用ではなく盜作あるいは盜用に該当するものと考えられる。

・ Question 24

適法引用をするためには、どのようなことに留意することが必要ですか。

・ Answer 24

まず適法引用をするには、つぎのことに留意することが必要である。

- ①引用する著作物は、公表された著作物であること。
- ②公正な慣行に合致していること。（公正な慣行に合致しているか否かは、引用の目的、態様に照らして判断されるが、例えば、学術の著作物における引用は、自己の理論を支持するため、あるいは他人の思想に対する論争のためにされるのが通常である。）
- ③正当な範囲内で行われること。（自分の著作物が主で、引用する著作物が従であり、文章の引用は必要最小限度であること）
- ④出所の明示をすること。

・ Question 25

法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようですが、一定の条件とはどんなことですか。

・ Answer 25

- ①非営利の学校及びその他の教育機関（能力開発施設もその他の教育機関に該当）。
- ②教育（訓練）を担当する者（指導員）が著作物を複製すること。なおかつ複製者が自分の授業に用いるものでなくてはならない。ただし、自分が担任する生徒（受講生）に手伝わせることは許されると解されている。
- ③著作物の複製はあくまで授業の課程における使用であること。
- ④公表された著作物。
- ⑤できるのは「複製だけ」（パソコン通信など有線送信行為はできないので留意）。
- ⑥複製は必要と認められる限度でなければならない。したがって、複製の範囲は授業に用いる必要な部分のみで、不必要的部分を複製することは許されない。
- ⑦複製部数は、指導員と担任の生徒（受講生）の数が限度である。複製した当該指導員以外の職場の同僚等が当該複製物を使用することは、本条の適用外となる。複製の態様は、ガリ版やコピーに限られ永久保存に耐えれるような複製は認められない。したがって、市販図書をコピーしたものをワープロ等で打ち、さらに編集・作成して、FD（磁気記憶媒体）へ保存することは半永久的保存（目的外使用となる。）と考えられるので問題がある。
- ⑧著作権者（出版権者）の利益を不当に害する場合は、複製はできない。

・ Question 26

出所の明示の内容と程度はどのようにすればよいですか。

・ Answer 26

出所の明示と内容の程度については、著作物の種類及び利用の態様によるため一律に決めることはできないようであるが、一般的には著作物の題号と著作者名の表示は最小限必要と考えられている。

・ Question 27

出所の明示箇所はどこにすればよいですか。

・ Answer 27

出所の明示箇所については、特に規定はないが、利用する著作物に接着して表示することが最も適当と考えられている。書籍や論文などの引用の場合に引用の部分を括弧で囲み、割注あるいは後注によって著作物の題号、著作者名などを表示するのも認められる。

・ Question 28

出所の明示義務違反をした場合、法ではどのような罰則規定があるのですか。

・ Answer 28

出所の明示義務違反をした者は、10万円以下の罰金に処せられることになる。(適用条文
法第122条)

・ Question 29

著作権者から許諾を得るには、どのような方法で許諾をとればよいですか。

・ Answer 29

著作権者（通常は著作者）から著作物の利用の許諾を得るには、例えば、「著作物使用許諾申込書」などにより、著作権者に許諾申請をする。しかし、現実には著作物の利用について著作権者が著作権の管理団体あるいは出版社に一任している場合もあるので、利用しようとしている著作物を出版している出版社を通じて著作権者から利用の許諾を得ることが適当であると思われる。（根拠：平成5年度の出版社に対するアンケート調査結果では、出版社を通じて文書でとりあえず交渉するが、65%と最も多かった。）

なお、「著作物使用許諾申込書」の内容は、①使用する著作物、②著作者名、③使用の趣旨・態様など、④複製箇所、⑤使用料などを設けることが必要と考える。

・ Question 30

公表された著作物を複製などにより利用する場合に、原則として著作権者の許諾が必要であるが、許諾が必要であるか否かの確認方法はどのようにすればよいですか。

・ Answer 30

確認の方法としてつぎの事項を確認する必要がある。

ア. 日本で保護を受けるつぎのいずれかに該当する著作物であるかどうかの確認。

- ①日本国民の著作物であるかどうか
- ②日本国内で最初に発行された著作物であるかどうか
- ③条約によってわが国が保護の義務を負う著作物であるかどうか

イ. 保護期間内のものかどうか（Question 19参照）

著作権の保護期間は、原則として著作物を創作した時点から著作者の死後50年が経過するまでの間、存続することになる。

ウ. 著作権者の許諾なく利用できるかどうか（Question 18参照）

（例えば）

- ・私的使用
- ・引用（Question 24参照）
- ・学校その他の教育機関における複製（Question 25参照）
- ・試験問題としての複製

* 許諾が必要な場合：ア（YES）－イ（YES）－ウ（NO）の場合

* 許諾が不要な場合：ア（NO）－イ（NO）－ウ（YES）の場合

ア（YES）－イ（YES）－ウ（YES）の場合